

技能実習制度・特定技能制度見直しに向けた提言

技能実習制度と特定技能制度は、法律の規定による検討の時期を迎えている。

本年6月9日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、岸田文雄総理から①現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設。②特定技能制度の適正化を図る。③各大臣は、両制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、引き続き、法務省の司令塔的機能の下で、関係府省の連携を強化し、外国人材の受入れ環境の更なる整備等についての検討の指示が出され、両制度の在り方についての方向性が示された。

また、首相官邸ホームページ※には技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて、「新たな制度では、未熟練労働者として外国人を受け入れ、基本的に3年間、企業等において就労を通じた育成を行い、特定技能1号へとステップアップしてもらうことを目指します」と記載されており、就労期間についての方向性も示されている。

※ 首相官邸ホームページ「デフレ完全脱却の為の総合経済対策」
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/sougoukeizaitaisaku/index.html>

外国人労働者等特別委員会では、両制度の在り方について政府及び関係団体からヒアリングを行い、今後の方向性についての基本的考え方を整理した。

わが国の労働市場の人手不足が深刻化する中で、外国人材が地域経済で果たす役割は日々重要性を増している。他方で、国際的な人材獲得競争が激化しており、外国人から日本が選ばれるためには、国際的な人権保護基準を踏まえ、外国人が、わが国で必要な技能と日本語能力を取得し、キャリアアップしつつ活躍できる受け入れ態勢を整備しなければ、外国人材確保は困難な状況である。

こうした認識の下、技能実習制度については労働力確保と人材育成を目的とする実態に即した新たな制度に変更し、外国人材・受入れ機関等に十分に配慮し、制度設計を目指すべきである。また、特定技能制度については制度の適正化を図った上で現行制度の活用を検討すべきである。そして、これらの制度の全体像を明確に示した上で、雇用者も労働者も含め、日本国内のすべての人が安全安心に暮らすことができる共生社会の実現に資する、制度・環境整備が必要である。

他方、各団体・参加議員からは、改正後の制度の全体像がまだ提示されていない上、地方から都市部への外国人材の流出をはじめ、特定産業分野の決定方法、転籍の要件見直し・初期費用負担のあり方等の懸念の声が上がった。とりわけ、外国人材が地域経済の担い手となっている現状といわゆる「失踪」の真因を踏まえずに、転籍拡大のみを目的とする制度改正によって地方から都市部への外国人材の流出による地域経済の停滞、人手不足に起因する企業倒産の増加等の深い憂慮が示された。

そこで、当委員会は、政府において、技能実習制度に替わる新制度及び特定技能制度の在り方については、以下の点を踏まえて検討することを要請する。

【基本的考え方】

- ・ 新制度の労働力確保と人材育成の二つの目的を果たす為に、各分野における技能習得期間・地域性・季節性等を尊重した制度設計を早期に示し、国民の理解を十分に得た上で制度改正を行うこと。
- ・ 外国人材の地方から都市部への流出に対する懸念に対しては、具体的な対応を行うこと。
- ・ 地方から都市部への流出をはじめ、転籍を助長させることで利益を図る悪質なブローカーを排除する具体的な方策を講じること。
- ・ 現行の技能実習制度と特定技能制度の産業分野に齟齬がないように、新制度において必要な特定産業分野を追加・再編すること。

- ・ 制度設計、特定産業分野の追加・再編の決定方法・スケジュール等、両制度の見直しにあたっての全体像を十分に示した上で制度変更を行うこと。
- ・ 悪質な送出し機関から法外な手数料等を請求された外国人材が多額の借金を負った状態での入国を強いられる事例が問題となっている。こうした悪質な送出し機関からの外国人材の受け入れ停止措置等や二国間協定の締結等の対応策を抜本的に強化すること。
- ・ 新制度及び特定技能制度の受け入れ見込み数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更する必要がある、試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体を設置するなど、会議体の意見を踏まえ政府が判断する枠組みを創設すること。

【 転 籍 】

- ・ 人材育成という観点から特定機関の在籍を前提としつつ、新たな転籍要件の設定にあたっては、要件を明確化し、外国人材・受入れ機関・各受け入れ対象分野のそれぞれに十分に配慮すること。
- ・ 新たな制度での転籍のあり方については、現行制度におけるいわゆる「失踪」の実態・要件変更の必要性を十分に精査し、「やむを得ない場合」以外の新たな転籍要件の設定に当たっては、悪質ブローカーを確実に排除し、人材確保と人材育成の双方を実現する体制が十分に構築されることを前提に、3年間の育成期間に留意しつつ、当分の間、同一機関での就労が少なくとも2年とすることを可能とするなど、外国人材・受入れ機関・各分野等の事情に配慮すること。

【外国人技能実習機構】

- ・ 外国人技能実習機構については、受入れ機関及び監理団体に対する監督指導や外国人材に対する支援・保護機能を強化すること。さらに、労働法令違反事案に対して厳格な対応を行うため、労働基準監督署等の関係機関との連携の強化を行うこと。

【監理団体と受入れ機関等について】

- ・ 監理団体・登録支援機関・受入れ機関・送出機関の適正化を図るため要件等を厳格化したうえで、その機能を十分に果たせない団体・機関には許可の取消を行うこと。
- ・ 受入れ機関内の役職者と監理団体の兼職の在り方を含め外部監査の導入等を検討し、監理団体に対して独立性・中立性を確保する措置を講じること。
- ・ 受入れ機関は外国人に選ばれる企業を目指し、契約の履行はもちろんのこと、育成就労年数に応じた賃金体系、福利厚生、就労環境の改善、生活文化研修、日本語能力の向上、期間内の一時帰国、生活相談に応じる等、これまで以上に丁寧なコミュニケーションを図る取り組みを行うこと。

【送出し機関・送出国】

- ・ 悪質な送出し機関が法外な手数料等を実習生に請求し、実習生が多額の借金を負った状態で入国することが失踪事案等の要因と指摘されている。政府においては、悪質な送出し機関からの実習生の受け入れ停止措置等の対策を講じているところであるが、新たな制度でも、こうした取り組みを強化すること。
- ・ 新たな制度において、外国人を受け入れる場合は、原則としてわが国と「二国間協定」を締結した国に限る。尚、母国で一定の犯罪歴のある者を受け入れの対象外とすることを適正化すること。

【外国人材のスキルアップと日本語能力向上への取り組み】

- ・ 新たな制度で特定技能1号への移行に必要な試験等に不合格となった者については再受験に必要な範囲で在留を認めること。
- ・ 新たな制度においては、入国時に必要最低限の日本語能力の担保と就労開始以降に着実に日本語が向上する取り組みを監理団体及び受入れ機関が行うこととする。加えて、語学力の向上は個人差があることにも留意して対応すること。
- ・ 母国における日本語学習支援について政府は尚一層拡充に取り組むこと。

【わが国の共生社会の実現】

- ・ 国及び地方自治体、監理団体、受入れ機関は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に沿った外国人材の受け入れ態勢を整備すること。

【国及び地方自治体の責務】

- ・ 国は外国人の不適正な受入れ・雇用を厳格に排除し、新たな制度及び特定技能制度の円滑な実施、関係機関に必要な人員や設備等の確保に努めること。
- ・ 国は外国人材が国内法に違反し一定の処分が下された場合は、速やかに退去処分を行うなど適正な対応をとること。
- ・ 業所管省庁は受入れの適正化を促進するほか、業界特有の事情に係る相談窓口の設置、優良受入れ機関に対する支援、引き抜きを防止するために必要な措置等を講じるなど、外国人の受入れ環境の整備等に資する取組を行うと共に国は外国人材活用政策を総括する機関設置を具体化すること。
- ・ 地方自治体は、地域経済の担い手となっている外国人材の受入れ環境の整備等に取り組むこと。

【その他】

- ・ 技能実習生の失踪原因についての詳細な調査が未だ行われていない。両制度改正にあたっては、失踪原因の詳細な調査と分析を行ったうえで、具体的な対応策・予防策等を示すこと。
- ・ 外国人材における社会保険料負担について検討を行うこと。
- ・ 新制度によって永住に繋がる就労者が大幅に増えることが予想される為、永住許可の制度の適正化を検討すること。
- ・ 上記事項の課題を整理し、国民の十分な理解を得た上で法案提出に臨むこと。

以上